

熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に新たに玉名市、南関町及び和水町を加え、熊本広域行政不服審査会共同設置規約を次のように変更する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する規約

熊本広域行政不服審査会共同設置規約（平成28年告示第208号）の一部を次のように変更する。

第1条中「熊本市」の次に「、玉名市」を、「玉東町」の次に「、南関町、和水町」を加える。

第4条第1項中「6人」を「9人」に改める。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

（提出理由）

熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について、地方自治法第252条の7第2項の規定により関係地方公共団体の協議により定めるため、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。